

日本労働年鑑 第55集 1985年版  
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

1 労働組合の組織状況

5 主要連合体の組織状況

労働組合の連合体

労働組合の連合体を、(1)全国的(加盟組合が全国的に分布するもの)、(2)地方的(数都道府県に分布するもの)、(3)府県的(一都道府県に分布するもの)、(4)地区的(一市町村または隣接市町村に分布するもの)の四種類に分けてみると、八三年には全国的連合体は二〇三(前年より一六三減)、地方的連合体は四三二(前年より三一減)、府県的連合体は一七四二(前年より四五減)、地区的連合体は三四二一(前年より四四増)であった(第60表)。

これら連合体のうち全国連合体の連合組織のかたちをとっているものに日本労働組合総評議会(総評)、全日本労働総同盟(同盟)、全国産業別労働組合連合(新産別)、および中立労働組合連絡会議(中立労連)の四連合組織があり、通常「労働四団体」とよばれてきた。これに加えて、八二年一二月、これら四団体をのこしたまま、これらの枠をこえて、民間四一単産で民間単産のゆるやかな協議体「全日本民間労働組合協議会(全民労協)」が結成されたが、それは官公労をふくめた労働戦線の「全的統一」をめざしており、当面は「連合体への移行」が論議されている。

労働四団体に所属する組合員数の合計は、八三年には約八二四万六〇〇〇人で、全労働組合員数の六五・九%を占め、四団体以外の上部団体へ加盟している労働組合員数は約三七八万四〇〇〇人で全労働組合員数の三〇・二%、無加盟の労働組合員数は約一〇五万五〇〇〇人で全労働組合員数の八・四%となっている。これを前年に比べると、四団体に加盟している労働組合員数は約四〇〇〇人(〇・〇五%)減少しているが、四団体以外の上部団体に加盟している労働組合員数は約一六万七〇〇〇人(四・六%)増加している(第61表)。

主要団体別に組合員数の動きをみると、つぎのとおりである。

総評

総評の加盟組合員数は六四年の同盟発足いらい一〇年間は伸び悩み、日本の労働組合員数に占める割合も年々低下してきたが、七四年以降は流れが若干変わり、七四～七六年には増加し、その後一進一退をくり返していたが、八三年は前年にひきつづき約四万二〇〇〇人減少して、約四五〇万八〇〇〇人となった。八三年に組合員数が増加した傘下の主な組合は、非鉄金属労連(約六〇〇〇人増)、日本医労協(約四〇〇〇人増)などとなっている。また組合員数が減少した主な組合は、国労(約一万四〇〇〇人減)、鉄鋼労連(約四〇〇〇人減)、合化労連、電通労連、建設一般・全日自労、全通がそれぞれ約三〇〇〇人減となっている。

## 同盟

同盟は六四年の発足いらい七二年までは一貫して総評を上回る組織拡大をすすめ、労働組合員数に占める比率を高めてきたが、その後組織化運動は停滞し、七四年をピークにして七五年以降は減少に転じ、八〇年以降ようやく足ぶみ状態に入った。八三年は前年より三〇〇〇人減少して約二一九万三〇〇〇人となった。

傘下組合のうち八三年に組合員が増加した主な組合は、ゼンセン同盟(約八〇〇〇人増)、自動車労連(約二〇〇〇人増)などであり、組合員数が減少した主な組合は、海員(約八〇〇〇人減)、鉄労、全金同盟がそれぞれ約四〇〇〇人減となっている。

## 新産別

八三年の傘下組合員数は前年とほとんど変わらず、約六万四〇〇〇人であった。

## 中立労連

八三年の傘下組合員数は前年を四万一〇〇〇人上回り、約一四八万人となった。組合員数が増加した主な傘下組合は、全建総連(約一万九〇〇〇人増)、生保労連(約一万五〇〇〇人増)、電機労連(約一万一〇〇〇人増)などであり、減少した主な組合は、全石油、全窯連がそれぞれ約一〇〇〇人減である。

## 全民労協

八二年一二月に結成された全民労協は、八三年六月末日段階で四七八万五〇〇〇人であったが、その後同年八月一単産、一〇月四単産の新規加盟を得、同年末段階で五四単産、四八四万人となり、民間の組織労働者の五三・二%を占めている。

## 四団体の産業別組織状況

八三年の労働組合員数を産業別にみると、第55表に示すとおり、製造業(三三・〇%)、運輸・通信業(一五・八%)、サービス業(一三・五%)、公務(一二・〇%)の四部門で全体の約七四・三%を占めている。これらの部門における各主要団体の組織状況をみると、製造業では同盟が二八・七%で最大の比率を占めており、中立労連(一七・四%)、総評(一六・二%)、新産別(一・三%)がこれにつづいているが、以上のいずれにも属さない組合員数が全体の四二・五%(対前年比〇・六ポイント増)を占めている。運輸・通信業では、総評が五七・五%、同盟が二〇・一%、四団体のいずれにも属さないものが二五・七%である。サービス業では総評が六〇・四%、同盟が四・三%、いずれにも属さないものが三六・〇%であり、公務では総評が九〇・三%、同盟二・八%、いずれにも属さないもの七・〇%となっている。

また、農業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業では四団体のいずれにも属さないものが過半数を占めているが、前年にくらべ漁業・水産養殖業で同盟が二四・六%から五〇・四%へと大幅に構成比を高めているのが注目される(第66表)。

## 四団体の適用法規別組織状況

労働組合員数を適用法規別にみると、一九八三年には労働組合法適用単一労働組合員数は約九〇七万八〇〇〇人(七二・五%)、地方公務員法適用組合員数が約一九九万人(一五・九%)、公共企業体等労働関係法適用は約九三万五〇〇〇人(七・五%)、国家公務員法適用は約二九万人(二・三%)、地方公営企業労働関係法適用は約二二万七〇〇〇人(一・八%)であった(労働省「昭

和五八年労働組合基礎調査報告」第9表参照)。これらの適用法規別組合員数に占める八三年の主要団体別組合員数の比率は、第63表にみるとおりで、労組法適用組合員数では同盟二二・四%、中立労連一六・三%、総評一六・一%、新産別〇・七%と、中立労連と総評の順位が前年と入れ替わったが、四団体のいずれにも加盟していないものが五〇・七%を占めている。

公労法、地公労法、国公法、地公法の適用組合員数の大部分は総評加盟であるが、公労法と国公法適用組合員数のそれぞれ一二・〇%と一〇・七%が同盟に属し、また地公労法、国公法、地公法の各適用組合員数のそれぞれ九・六%、九・九%、八・九%が四団体のいずれにも属していない(第63表)。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---